

(社)日本原子力学会 標準委員会 研究炉専門部会
第14回廃止措置分科会(R3SC)議事録

1. 日時 2008年7月3日(木)10:00~12:00

2. 場所 日本原子力学会 会議室

3. 出席者 (敬称略)

(出席委員)岡本主査、伊藤、清田、工藤、小山、丹沢、中澤、西堀、見上、山内、西村

(代理出席)松原(木原代理)、熊野(加藤代理)、八木(川妻代理)、池田(安念代理)、高見(小林代理)、東(田中代理)、蒲生(戸塚代理)、村上(渡辺代理)、井口(山中代理)

(欠席委員)長崎、保坂

(常時参加者)田中、石倉、福島、中塚

(傍聴者)森本、佐野

4. 配付資料

R3SC-14-1 第13回廃止措置分科会(R3SC)議事録(案)

R3SC14-2 人事について(廃止措置分科会)

R3SC14-3 廃止措置分科会の審議の再開について

R3SC14-4 新型転換炉原型炉施設の廃止措置計画の概要

R3SC14-5-1 表 日本原子力学会標準「原子力施設の廃止措置の計画と実施：2006」と東海発電所廃止措置計画認可申請書の比較

R3SC14-5-2 表 東海発電所廃止措置計画認可申請書審査書における審査事項対応表

R3Sc14-6標準改訂の方向性、今後の予定(案)

5. 議事

議事に先立ち、分科会開催時点で委員22名中代理も含め20名が出席しており、定足数を満足していることが確認された。

(1)前回議事録の確認

前回議事録案が紹介され承認された。

(2)人事案件

1)前回分科会開催から約3年経過したことから主査の互選が行われた。岡本委員を主査とする提案があり、決議した結果、全委員一致で了承された。

- 2)岡本主査により、池田委員が副主査として指名された。
- 3)岡本主査及び池田副主査の協議より山内委員が幹事として指名された。
- 4)委員会終了後委員を退任委員:木原委員、加藤委員、川妻委員、安念委員、清田委員、小林委員、田中委員、戸塚委員、長崎委員、西村委員、及び渡辺委員(11名)が紹介され了承された。
- 5)新委員の選任:松原委員候補、中島委員候補、八木委員候補、池田委員候補、佐野委員候補、高見委員候補、東委員候補、富永委員候補、村上委員候補、井口委員候補及び森本委員候補(10名)の委員候補について審議が行われ全員一致で承認された。
- 6)田中氏、北村氏及び澁谷氏の3氏が常時参加者として承認された。

(3)分科会活動の再開

岡本主査より・東海発電所の廃止措置の**認可申請**の経験、・ふげんの廃止措置の**認可申請**の経験が得られたこと、及び・近い将来軽水炉の廃止措置も計画されるため、2年前に発行した「原子力施設の廃止措置の計画と実施:2006」の内容の見直しが必要となる旨紹介があった。

(4)ふげんでの経験の紹介

新型転換炉原型炉施設(ふげん)の廃止措置について紹介があった。主な議論は以下の通り。

- 1)申請に記載した**原子炉本体などの解体方法**については「その考え方」を**示しているのか?**→「考え方」を記載している。
- 2)工事方法が決定すると具体的な被ばく評価などが可能となると思われるが具体的な記載などはどのようにしているのか?→**工事に伴う総被ばく線量は参考として記載している。実施段階では、各工事ごとに計画線量を定めて放射線管理を行っていくことを計画に記載している。**

(5)東海発電所での経験の紹介

東海発電所での廃止措置についての紹介があった。標準発行時点で、東海発電所は既に廃止措置を実施していた。標準の内容と実際の審査での違いをまとめた。この違いについて今後具体的に審議し標準改定版に反映することとなる。

(6)分科会活動方針

分科会活動方針案について説明がされた。

- 1)東海発電所及びふげんの廃止措置が**認可され、実施されること**、並びに軽水炉の廃止措置も計画されることなどから、2年前に発行された「原子力施設の廃止措置の計画と実施:2006」を改定することが必要である。
- 2)2プラントの廃止措置経験から標準の改定が必要な事項は、・各要求事について記載の要求レベルに差があること、・要求事項で記載の範囲が明確でないも

のがあること、及び・各要求事項の要求は容易に説明できる記載とするように配慮が必要である。

- 3) 今後の審議スケジュール案は、2プラントの廃止措置経験を反映することであるので具体的な対応が定まっていることから、おおよそ2回程度の分科会開催により審議が終了する計画である。専門部会及び標準委員会の書面投票各1ヶ月並びに公衆審査2ヶ月を考慮すると最速で来年夏から秋にかけて発行となる。
- 4) 審議を効率的に実施するためには、改訂案のたたき台を作成する必要があり2つ程度のワーキンググループの設置も計画する。

以上のような説明に対して以下のような意見が提出された。

- 1) 標準改定のニーズは理解される。原子力学会の規程では5年後に改定することになるが現状を考えると改定作業に着手すべき。
- 2) 2プラントの廃止措置申請者及びこれに関与した学識経験者など当事者のみ改定が必要な箇所とその改定方針が理解されている状況である。このため、効率的に審議を行うため、改定版素案の作成のためのワーキングを作成することは理解できる、一方・本分科会では、廃止措置申請関係当事者以外の委員もいるため、改定版素案の審議する方法を工夫する必要がある。
- 3) 改定版についての構成については、将来審議することとなる。
- 4) 商業炉以外の箇所についての改定方針をどのようにするかも考慮する必要がある。
- 5) 研究炉などの廃止措置の経験については、改定版に反映すべき。

以上のような意見交換の後、以下のように決議された。

- 1) 効率的な審議を行い改定作業を行うこと。
- 2) 改定素案を作成するためワーキングなどの設置を検討するが具体的な方策については主査及び事務局など関係者で調整を行う。分科会の承認が必要となればメールベースでの審議で処理する。
- 3) 改定版の構成などは、改定版の審議の中で提案する。
- 4) 研究炉などの廃止措置の経験については別途調査を行い、必要に応じて改定版などに反映する。

(7)次回

改定版素案の審議を行うため10月中旬とする。具体的な日程及び場所については決定次第連絡する。